

地球温暖化対策推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地球温暖化対策推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業に要する経費の民間団体に対する一部補助及び温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出に要する経費の地方公共団体等に対する一部補助をすることにより、最近の経済・雇用状況等にかんがみ、明日の安心と成長のための緊急経済対策の一環として環境対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 一 「事業実施者」とは、第4条第2項に定める者をいう。
- 二 「太陽熱利用システム」とは、住宅に設置できる強制循環式ソーラーシステム（集合住宅にセントラル方式で設置される場合を含む。）をいう。
- 三 「オフセット・クレジット（J-V E R）等」とは、環境省が定める手続きに基づき環境省又は都道府県が認証・発行する国内の温室効果ガス排出削減・吸収量であって、環境省が設置する電子システム（登録簿システム）において管理されるものをいう。

(交付の対象事業)

第4条 環境大臣は、第2条の目的を達成する以下の事業に要する経費のうち、補助金の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助金を交付する。

- 一 家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業
リース方式により家庭に設置できる太陽熱利用システムを整備する事業
- 二 温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業
オフセット・クレジット（J-V E R）等の創出に資する設備を整備する事業であって、以下に掲げるもの。
 - ア オフセット・クレジット（J-V E R）等を活用した地域興し事業
 - イ 新規排出削減・吸収分野開拓事業

2 前項各号に掲げる補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。ただし、前項第1号の事業にあつては、ア及びカとする。

- ア 民間企業
- イ 地方公共団体
- ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- オ 法律により直接設立された法人
- カ その他環境大臣が適当と認める者

- 3 2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 第1項第1号の事業を実施する場合には、太陽熱利用システムを減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間以上、同システムをリース方式により利用者の住宅に設置する事業者、若しくは、前記事業者が太陽熱利用システムをリースする事業者と太陽熱利用システムの適正な保守管理を行う事業者が共同で申請するものとする。
- 5 他の法令及び予算に基づく補助金等（適化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 6 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、別に定める実施要領によるものとする。なお、補助事業は公募するものとし、公募に関して必要な細目は、環境省地球環境局長が別に定める公募要領によるものとする。

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は以下の各項に定める方法により算出するものとし、交付額の算定に当たって、当該補助事業における仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等相当額」という。））があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して算出しなければならない。ただし、算出時において当該消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

- 2 前条第1項第1号の事業
- 一 総事業費から寄附金その他の収入額（地方公共団体から交付された補助金を除く。）を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費の額を算出する。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。
 - 三 前各号で算出された額と工事費上限額（1戸当たり120万円）に事業実施戸数を乗じて得た額に別表第2に掲げる率を乗じて得た事務費の額を加えた額とを比較して最も少ない額を選定する。
 - 四 前号で選定された額に、2分の1を乗じて得た額を補助金交付額とする。ただし、

算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 前条第1項第2号の事業

- 一 総事業費から寄附金その他の収入額（地方公共団体から交付された補助金を除く。）を控除した額を算出する。
- 二 前号で算出された額と別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費とを比較して少ない方の額を選定する。なお、補助対象経費の内容については、別表第2を参照すること。
- 三 前号で選定された額に、3分の1を乗じて得た額と5,000万円を比較して少ない方の額を補助金交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする
- 四 複数事業の申請をする場合は、各事業ごとに第1号から第3号の算定をし、算定された補助金交付額の合計額を補助金交付申請額とする。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付申請は、事業実施者が様式第1による交付申請書を環境大臣に提出して行うものとする。

（交付決定の通知）

第7条 環境大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を事業実施者に送付するものとする。その際は当該消費税等相当額について、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 事業実施者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の日から起算して15日以内にその旨を書面で環境大臣に申し出なければならない。

（契約等）

第9条 事業実施者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適當である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業実施者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、環境大臣に届け出なければならない。

（変更申請の承認）

第10条 事業実施者は、この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3による申請書を環境大臣に提出

しなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 事業実施者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第4による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 事業内容の変更をしようとするとき。ただし、軽微な変更を除く。
- 二 別表第1の第2欄に定める対象経費相互間の経費の配分の変更(変更前のそれぞれの配分額の15%以内の変更を除く。)をしようとするとき。ただし、前号の事業内容の変更に伴い経費の配分変更をする場合は、事業内容の変更の手続をもって、これに替えるものとする。

2 環境大臣は前項の承認をする場合には、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 前2項にかかわらず、複数事業を行う場合の各事業間の経費の配分の変更は認めない。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 事業実施者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第5による申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第13条 事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第6による報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 事業実施者は、補助事業の遂行又は支出状況について環境大臣の要求があったときは、遅滞なく様式第7による状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

(事業実施者の合併・分割又は名称若しくは住所の変更)

第15条 事業実施者は、補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割又は名称若しくは住所の変更が生じたときは、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

(実績報告書)

第16条 事業実施者は、補助事業を完了したとき(第12条の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、事業を完了した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日)から起算して30日以内を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第8による報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 事業実施者は、第5条第1項ただし書の定めるところにより交付額を算出した場合において、実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 環境大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第9による交付額確定通知書により事業実施者に通知するものとする。

2 環境大臣は、事業実施者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

4 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第18条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要なと認められる経費については、概算払をすることができる。

2 事業実施者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、様式第10による請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 環境大臣は、第12条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

一 事業実施者が、適化法、適化法施行令その他の法令若しくは本要綱の規定に違反したことにより環境大臣の指示を受け、この指示に従わない場合

二 事業実施者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 事業実施者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要が無くなった場合

2 環境大臣は、前項の規定により交付決定の取り消しを行った場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除きその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第17条第3項及び第4項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第20条 事業実施者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をも

って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 事業実施者は、取得財産等について、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 3 環境大臣は、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、適化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 適化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- 3 事業実施者又は第4条第1項第1号の事業により財産を取得した者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に定める別紙様式1による申請書を、また包括承認事項に係るものについては別紙様式2による申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助金の経理等)

第22条 事業実施者は、補助事業の経費についての収支簿を備え、他の経理と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備しておかなければならない。

- 2 事業実施者は、以下に定める期間において、前項の帳簿その他の証拠書類を保管しておかなければならない。
 - 一 第4条第1項第1号の事業は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める期間
 - 二 第4条第1項第2号の事業は、補助事業完了後5年間
- 3 環境大臣は、必要があると認めるときは、事業実施者に対し、その補助金の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

(消費税額等の確定)

第23条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第12により速やかに環境大臣に報告しなければならない。なお、環境大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の納付については、第16条第3項及び第4項の規定を準用する。

(補助事業の表示)

第24条 補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省補助事業である旨、明示しなければならない。

(標準処理期間)

第25条 環境大臣は、第7条及び第11条に規定する申請書が到着した日から起算して、原則として2か月以内に交付の決定を行うものとする。

(収益納付)

第26条 環境大臣は、事業実施者がこの補助事業の成果によって相当の収益があったと認められる場合には、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付させることができる。

(その他)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境大臣が別に定める。

(附則) この要綱は平成22年3月12日から施行する。

別表第 1

1 事業区分	2 補助対象経費
家庭用太陽熱利用システム普及加速化事業	事業を行うために必要な本工事費及び付帯工事費(単独の補助加熱装置に係るものを除く)、機械器具費、測量及試験費、事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費
温室効果ガス排出削減・吸収クレジット創出支援事業	事業を行うために必要な本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費

別表第 2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。</p> <p>①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、</p> <p>②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、</p> <p>③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、 労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。</p> <p>①事業を行うために直接費用な機械器具等の運搬、移動に要する費用、</p> <p>②準備、後片付け整地等に要する費用、</p> <p>③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、</p> <p>④技術管理に要する費用、</p>

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
事務費		現場管理費	⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		請負業者が事業を行うために直接必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	機械器具費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	事務費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
			事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料及び備品購入費をいい、内容については別

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容												
			<p>表3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費（第4条第1項第1号の事業にあつては、総工事費とする。）の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="443 517 507 611">号</th> <th data-bbox="507 517 1209 611">区 分</th> <th data-bbox="1209 517 1361 611">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="443 611 507 705">1</td> <td data-bbox="507 611 1209 705">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1209 611 1361 705">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 705 507 799">2</td> <td data-bbox="507 705 1209 799">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1209 705 1361 799">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="443 799 507 898">3</td> <td data-bbox="507 799 1209 898">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1209 799 1361 898">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使用目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料 及賃借 料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		備品購 入費		この費目から支弁される事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。